

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第28号

## 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例施行規則（令和4年墨田区規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 墨田区住宅耐震改修促進助成条例施行規則

第1条中「墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例」を「墨田区住宅耐震改修促進助成条例」に改める。

第3条の見出しを「（非耐震住宅）」に改め、同条中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「定める木造住宅」を「定める住宅」に改め、「平成7年法律第123号」の次に「。以下「耐震改修促進法」という。」を、「を除く。）」の次に「又は構造耐震指標（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）三に掲げる方針に適合した耐震診断（耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定に係る耐震診断の評定を行う機関等による評定を受けたもの又は当該機関等が実施するものに限る。）に基づく構造耐震指標をいう。第5条において同じ。）が0.6未満の非木造住宅（建築基準法第43条第1項又は第44条第1項の規定に適合しない非木造住宅（区長が別に定めるものに限る。）を除く。）」を加える。

第5条中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、「以上」の次に「又は構造耐震指標0.6以上」を加える。

第6条の見出しを「（非耐震住宅に準ずる住宅）」に改め、同条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に、「非耐震木造住宅に準ずる木造住宅」を「非耐震住宅に準ずる住宅」に改め、「、昭和56年5月31日以前に着工された平家建て又は2階建ての木造住宅であって」を削り、同項第1号中「指針」を「昭和56年5月31日以前に着工された平家建て又は2階建ての木造住宅であって、指針」に、「木造住宅」を「もの」に改め、同項第2号中「上部構造評点」を「昭和56年5月31日以前に着工された平家建て又は2階建ての木造住宅であって、上部構造評点」に、「木造住宅」を「もの」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅であって、構造耐震指標

(告示三に掲げる方針に適合した耐震診断に基づく構造耐震指標をいう。)が0.6未満のもの

第7条中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

第8条の見出し中「非耐震木造住宅」を「非耐震住宅」に改め、同条中「、「木造住宅」」を「「木造住宅」と、「非木造住宅（建築基準法第43条第1項又は第44条第1項の規定に適合しない非木造住宅（区長が別に定めるものに限る。）を除く。）とあるのは「非木造住宅」」に改める。

第8条の見出し中「木造住宅」を「住宅」に改め、同条中「同号ア」を「条例第2条第8号」に改める。

第10条の見出し中「木造住宅」を「住宅」に改め、同条中「（同号アに規定する高齢者等をいう。次条第1項第3号を除き、以下同じ。）」を削る。

第11条第1項第3号中「高齢者等の自立支援」を「高齢者（65歳以上の者又は介護保険法第9条第2号に規定する者をいう。以下この号において同じ。）の自立支援」に、「困難な高齢者等」を「困難な高齢者」に改める。

第12条ただし書及び第14条中「木造住宅」を「住宅」に改める。

第15条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「木造住宅」の次に「又は昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅」を加え、同項第3号中「木造住宅が」を「住宅が」に、「非耐震木造住宅」を「非耐震住宅」に改め、同項第5号及び第6号中「木造住宅」を「住宅」に改め、同条第2項第1号中「木造住宅が」を「住宅が」に、「非耐震木造住宅又は」を「非耐震住宅又は」に、「非耐震木造住宅に準ずる木造住宅」を「非耐震住宅に準ずる住宅」に、「非耐震木造住宅等」を「非耐震住宅等」に改め、同条第3項第1号中「木造住宅が」を「住宅が」に、「非耐震木造住宅等」を「非耐震住宅等」に改める。

第17条第1項第4号中「木造住宅」を「住宅」に改める。

第18条第2項中「又は次項の規定により助成金の支払を受けようとする登録事業者」を削る。

第20条中「及び登録事業者」及び「又は登録事業者」を削る。

別表第1耐震改修計画の作成及び完了確認の項中「100,000円」を「300,

000円」に改め、同表耐震改修工事（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。）の項中「600,000円」を「1,700,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

除却	500,000円
----	----------

別表第1耐震装置設置の項中「300,000円」を「500,000円」に改め、同表備考1中「木造住宅」を「住宅」に、「600,000円」を「1,700,000円」に、「1,000,000円」を「2,700,000円」に改め、同表備考2中「木造住宅」を「住宅」に、「300,000円」を「500,000円」に、「500,000円」を「800,000円」に改める。

別表第2耐震改修計画の作成及び完了確認の項中「200,000円」を「300,000円」に改め、同表耐震改修工事（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。）の項中「1,500,000円」を「2,700,000円」に改め、同表除却の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同表耐震装置設置の項中「300,000円」を「500,000円」に改め、同表備考1中「木造住宅」を「住宅」に、「1,500,000円」を「2,700,000円」に、「1,700,000円」を「3,700,000円」に改め、同表備考2中「木造住宅」を「住宅」に、「300,000円」を「500,000円」に、「500,000円」を「800,000円」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式

耐震改修工事助成対象確認申請書

年 月 日

墨田区長 あて

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号 ( )

下記の耐震改修工事の助成対象確認を受けたいので、墨田区住宅耐震改修促進助成条例施行規則第15条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 建築物の所在地 (地名地番) 墨田区 丁目 番地  
(住居表示) 墨田区 丁目 番 号
  - 2 構 造 木造 非木造 ( )
  - 3 建 築 時 期 年 月
  - 4 建築物の階数 規模：地上 階、住戸数： 戸
  - 5 建築物の面積 建築面積： m<sup>2</sup>、延床面積： m<sup>2</sup>
  - 6 道路の幅員 m  
(道路の種別：建築基準法第 条第 項第 号)
  - 7 区長が別に定める指定道路 m
  - 8 建 物 所 有 者 申請者本人  
申請者以外 住 所：  
ふりがな  
氏 名：
  - 9 耐震診断の結果(工事实施前)  
(診断方法) 木 造：一般診断法 精密診断法  
非木造：一次診断法 二次診断法 三次診断法  
(評点(最も低い数値)) X： Y：
  - 10 耐震診断助成番号※ 第 号
  - 11 耐震改修計画の作成及び工事完了確認者(予定)  
ふりがな  
氏名：
  - 12 建 築 士 資 格 1級・2級・木造
  - 13 施工者名(予定)
  - 14 高齢者等の居住 65歳以上( 歳)・身体障害者手帳・愛の手帳等  
・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証
  - 15 工事完了予定 年 月
  - 16 耐震改修助成事業のほかに利用する助成事業  
住宅改修助成事業 (障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課・住宅課)
  - 17 代理受領の利用 有・無(代理受領者： )
- ※ 耐震診断助成制度を利用せずに耐震診断を実施した場合は、省略可

第2号様式

除却助成対象確認申請書

年 月 日

墨田区長 あて

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号 ( )

下記の除却の助成対象確認を受けたいので、墨田区住宅耐震改修促進助成条例施行規則第15条第2項の規定に基づき、関連書類を添えて申請します。

記

- 1 建築物の所在地 (地名地番) 墨田区 丁目 番地  
(住居表示) 墨田区 丁目 番 号
- 2 構 造 木造 非木造 ( )
- 3 建 築 時 期 年 月
- 4 建築物の概要 規模：地上 階、住戸数： 戸
- 5 建築物の面積 建築面積： m<sup>2</sup>、延床面積： m<sup>2</sup>
- 6 建 物 所 有 者 申請者本人  
申請者以外 住 所：  
氏 名：
- 7 耐震性能の確認 誰でもできるわが家の耐震診断 合計点 点  
一般診断法 精密診断法  
一般診断法 二次診断法 三次診断法  
(評点(最も低い数値)) X : Y :
- 8 耐震性能確認者 確認者氏名：
- 9 建 築 士 資 格 1級・2級・木造
- 10 施工者名(予定)
- 11 工事完了予定 年 月
- 12 代理受領の利用 有・無  
(代理受領者： )

第3号様式

耐震装置設置助成対象確認申請書

年 月 日

墨田区長 あて

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号 ( )

下記の耐震装置設置の助成対象確認を受けたいので、墨田区住宅耐震改修促進助成条例施行規則第15条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 建築物の所在地 (地名地番) 墨田区 丁目 番地  
(住居表示) 墨田区 丁目 番 号
- 2 構 造 木造 非木造 ( )
- 3 建 築 時 期 年 月
- 4 建築物の概要 規模：地上 階、住戸数： 戸
- 5 建築物の面積 建築面積： m<sup>2</sup>、延床面積： m<sup>2</sup>
- 6 建 物 所 有 者 申請者本人  
申請者以外 住 所：  
氏 名：
- 7 耐震性能の確認 誰でもできるわが家の耐震診断 合計点 点  
一般診断法 精密診断法  
一般診断法 二次診断法 三次診断法  
(評点(最も低い数値)) X： Y：
- 8 耐震性能確認者 確認者氏名：
- 9 建 築 士 資 格 1級・2級・木造
- 10 設置予定装置名称
- 11 設置等事業者名(予定)
- 12 高齢者等の居住 65歳以上( 歳)・身体障害者手帳・愛の手帳等  
・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証
- 13 設置完了予定 年 月
- 14 代理受領の利用 有・無 (代理受領者： )

(A4)

	「					
		(改修前)	1階	X:	Y:	
			2階	X:	Y:	
第2号様式中		(改修後)	1階	X:	Y:	を
			2階	X:	Y:	

」

「	(改修前(最も低い数値))	X:	Y:	
	(改修後(最も低い数値))	X:	Y:	に改める。
				」

#### 付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成金の交付申請があったものについて適用し、同日前に助成金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第3号様式までの規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。